

## 最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 中央最低賃金審議会は、毎年7月下旬頃、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金額改定の目安について答申しており、本年度についても、今後、地域別最低賃金改定の目安について答申することが見込まれる。

昨年度の同審議会の答申においては、島根県はランク B に位置づけられ、引上げ額の目安は63円とされた。昨年度、島根地方最低賃金審議会は、島根県労働局長に対し、上記の中央最低賃金審議会の引上げ額の目安を踏まえ、島根県における1時間あたりの最低賃金を962円から1033円に改定すること（71円の引上げ）が適当であるという旨の答申を行った。この答申を踏まえ、島根県においては最低賃金を1033円に引き上げる改定がなされ、令和7年11月17日に効力を生じ、現在に至っている。

- 2 最低賃金制度は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上」等を目的としている（最低賃金法第1条）。この制度は、「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セーフティネット）」としての位置づけられるべきものであり、最低賃金を基準にしてフルタイムで働いた場合に、労働者が人間らしい生活を営むことができる程度の賃金を得られることができるよう制度を運用することが求められる。

島根県においては、令和7年度の最低賃金の改定にて、中央最低賃金審議会が示した引上げの目安（以下、「引上げ目安」という。島根県における引上げ目安は63円）を8円上回る71円の引上げが行われた。島根県において、令和6年度にも引上げ目安を8円上回る引上げが行われたことも踏まえると、一定程度評価できるものの、以下に述べるとおり、

依然として大幅な格差が残存しており，抜本的な引上げを求める必要性は変わらない。

- 3 島根県の最低賃金の金額は，全国的な水準に照らして低い状態が続いている。すなわち，昨年度，東京都の最低賃金は1 2 2 6 円に引上げられたところ（前年度比6 3 円の増額），最低賃金の最も高い東京都と比較すると，島根県の昨年度の改定後の最低賃金額はこれを1 9 3 円も下回っている。さらに，昨年度の改定後の最低賃金の全国加重平均額は1 1 2 1 円になるが，昨年度の改定後の島根県における最低賃金額はこれを8 8 円も下回っていることになる。

島根県においては，若年労働者が都市部へ流出するという傾向が続いているが，上記のような格差がこのような現象の一因をなしているものと考えられる。島根県のみならず，全国的なレベルで見ても，地方の活性化をはかるためにもこの格差を速やかに解消することが重要である。

また，世界情勢の不安定化に伴う原油価格の高騰等により，例年以上に物価が大幅に上昇するとともに，今後も更なる上昇が見込まれることも考慮すると，未だ労働者が安定した生活を送ることができる水準に達しているとは言い難い。

- 4 以上のことから，島根地方最低賃金審議会は，島根県の地域別最低賃金額の大幅な引上げを図り，地域経済の健全な発展を促すとともに，労働者の健康で文化的な生活を確保すべきである。

2 0 2 6 （令和8）年5月29日

島根県弁護士会

会長 和 久 本 光